

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、観音寺市逆瀬池土地改良区から
役員の退任及び就任について次のとおり届出があった。

平成21年7月3日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 退任した役員

役員の 種 類	氏 名	住 所	退任年月日
監 事	高橋 保章	観音寺市新田町1757番地	平成21年2月9日

2 就任した役員

役員の 種 類	氏 名	住 所	就任年月日
監 事	高橋 宏俊	観音寺市新田町1756番地	平成21年6月13日